

高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高取町内（以下「町内」という。）に居住する判断能力が不十分な高齢者等の福祉の増進を図るために民法（明治29年法律第89条。以下「法」という。）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条に基づき町長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）をする場合における手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求の申出)

第2条 審判請求を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、町長による法定後見・保佐・補助開始申立ての申出書（様式第1号）に次に掲げる添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち町長が提出の必要がないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 診断書 審判の対象者（以下「本人」という。）の判断能力判定について医師の意見を記したものである
- (2) 親族状況調査書（様式第2号） 本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族など」という。）の関係を記したものである
- (3) 請求不能事由書（様式第3号） 親族等による審判の請求が行われない事由を記したものと及びその関係書類
- (4) 関係機関調査書 本人に関わる保健、医療及び福祉関係機関等の利用状況等を記したものである
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(要件の審査)

第3条 町長は、前条に規定する申出があったときは、次の各号に掲げる事項を総合的に考察し、審判請求を行うか否かについて審査するものとする。

- (1) 生活状況及び健康状態
- (2) 資産状況
- (3) 本人の親族の存否及び親族等が成年後見等開始審判申立てを行う意思の有無

(4) 保健、医療及び福祉のサービスの活用による本人に対する支援の効果

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、町長は、本人の3親等又は4親等の親族が審判の請求を行うことが明らかとなった場合については、審判請求を行わないものとする。

(審判請求の決定)

第4条 町長は、審判請求を行うことが適当と認めるとき、又は不適当と認めるときは、町長による法定後見・保佐・補助開始申立決定（却下）通知書（様式第4号）を、申出者に通知するものとする。

(審判請求の手続き)

第5条 審判請求に係る申立書及び添付書類の作成並びに予納すべき費用の納入その他に関する手続は、当該審判請求対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）の定めるところによる。

(費用の償還)

第6条 町長は、審判請求に基づき審判が行われ、法第8条に規定する成年後見人、法第12条に規定する保佐人又は法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人頭」という。）が選任された場合には、審判請求のために要した費用について、法第702条の規定に基づいて、成年後見人等を通じ、本人に対して当該費用の償還を請求するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する審判請求のために要した費用とは、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用

(親族等への援助)

第7条 町長は、第3条の総合的な考慮を行うに当たって、成年後見等開始審判の趣旨及び申立て費用等について親族に十分説明を行った後に、本人の親族が成年後見等開始審判申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を、個

人情報保護の趣旨に反しない限度で提供し、親族が行う審判申立て手続等の援助をすることができる。

(成年後見人等に対して支払う費用の支給)

第8条 町長は、法第862条の規定により法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人又は法第16条に規定する被補助人(以下「成年被後見人等」という。)が成年後見人等に対して支払う費用(以下「後見人等報酬」という。)の全部又は一部を予算の範囲内において支給することができる。

2 前項に規定する後見人等報酬の支給金(以下「支給金」という。)の額は、法第862条、法第76条の5第2項及び法第876条の10第1項の規定による報酬付与の審判が行われた場合において、家庭裁判所が決定する報酬額とする。ただし、成年被後見人等が施設に入所している場合は月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

(対象者)

第9条 後見人等報酬の支給対象者は、次のいずれかに該当する成年被後見人等とするほか、成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹等親族でないこととする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (3) 世帯に属する者が、居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) その他、当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者

(支給の申請)

第10条 第8条に規定する後見人等報酬の支給金を受けようとする成年後見人等(以下「申請者」という。)は、高取町成年後見制度利用支援事業支給金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 成年後見に関する登記事項証明書その他の後見等の開始の事実が確認できる書類の写し
- (2) 家庭裁判所による報酬付与の審判の決定通知書の写し

(3) 家庭裁判所による報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し

(4) 後見等活動報告書等の成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し

(5) 保佐人又は補助人である者が代理して申請する場合にあっては、委任状その他の支給金の交付の手續に係る代理権を付与されたことを証明する書類

(資産状況等の報告)

第11条 町長は、前条の規定による後見人等報酬の支給の申請があったときは、当該申請者に対し、後見人等報酬の支給の対象となる成年被後見人等の資産状況等について報告を求めることができる。

(支給の決定など)

第12条 町長は、前条の資産状況等に関する報告をもとに審査し、高取町成年後見制度利用支援事業支給金交付可否決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付決定に条件を付した場合にはその条件を当該申請者に通知する。

(資産状況等の報告義務)

第13条 前条の規定による交付決定を受けた成年後見人等は、その担当する成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変更があった場合は、速やかに高取町成年後見制度利用支援事業変更届(様式第7号)により、必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

(支給金の交付決定の取り消しなど)

第14条 町長は、支給金交付を受けた者が偽りその他不正な手段により支給金の交付の決定を受けたことが判明したときは、支給金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した支給金があるときは、当該交付した支給金を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により支給金の交付の決定を取り消したときは、高取町成年後見制度利用支援事業支給金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該支給金の交付の決定を取り消した受給者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(管理台帳)

第16条 町長は、管理台帳を作成し、支給に係る事項をこれに記録するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。